勝浦市地域おこし協力隊員（情報格差解消推進業務）募集要項

　社会全体のデジタル化が急速に進む中、地域の方々がデジタル利活用に関する格差、いわゆる「デジタルデバイド」を解消していき、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現を推進するため、地域おこし協力隊を募集します。

**１．募集人数**

　　地域おこし協力隊（情報格差解消推進業務）　１名

**２．募集の目的**

　　高齢化が進む中、デジタル端末に必要性を感じない、操作に抵抗がある等の理由からデジタルリテラシーの低下が深刻化しており、今後、日常生活や仕事等に支障をきたすことが懸念されます。

また、多方面で不利益を生じさせてしまうデジタルデバイド（情報格差）の拡大も問題であり対策が必要です。社会全体のデジタル化が急速に進む中、国の示す「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」の実現を目指し、全ての方々がデジタル化の恩恵を受け、いきいきと豊かな生活を送ることができるよう、デジタルデバイドの解消及びデジタルリテラシーの向上を図ることを目的としています。

**３．主な活動内容**

（１）高齢者等、デジタル技術に不慣れな方を中心に、スマートフォンやタブレット

等に関する相談会や教室の企画・運営（講師として携わる場合有）及び市民への

サポート。

（２）ＬＩＮＥ公式アカウントその他のＳＮＳを活用した企画立案、情報発信、

周知及び支援。

（３）地域ＤＸに係る施策の実現に向けた支援。

（４）「地域おこし協力隊活動日誌」及び「地域おこし協力隊活動状況報告書」の提出。

（５）その他、デジタルデバイドの解消に関すること。

※　上記は想定される活動の一例であり、活動の詳細については市と協議のうえ

決定します。

**４．応募条件**

　以下の条件をすべて満たす方

（１）年齢が応募時点で２０歳以上の方。（性別、学歴は問いません。）

（２）応募時点で３大都市圏をはじめとする都市地域などに居住し、隊員として採用

決定後、勝浦市内に居住し住民登録できる方。（家族での居住も可能とします。）

（３）地域の活性化に熱意と意欲をもち、心身ともに健康で積極的に活動できる方。

（４）活動期間終了後も引き続き勝浦市内に定住する意思のある方。

（５）普通自動車運転免許を有している方。

（６）スマートフォンの操作（ＬＩＮＥやキャッシュレス決済などのアプリ、カメラ

や電話などの基本操作）ができる方。

（７）ワード、エクセル、インターネット、電子メール、ＳＮＳなどの知見があり、

作成や操作、指導ができる方。

（８）地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条に規定する欠格条項に

該当しない方。

**５．活動拠点**

　市と協議のうえ決定します。

**６．活動地域**

　勝浦市内全域

**７．任用形態及び委嘱期間**

（１）勝浦市と業務委託契約を締結し、この契約に基づいて活動していただきます。よって市とは雇用関係にないため、ご自身で健康保険及び年金等に加入し所得税、住民税などの税金、保険料等を納めていただくことになります。

（２）市長が委嘱し、委嘱期間は委嘱の日から令和８年３月３１日までとします。

（３）次年度以降の委嘱については、活動成果の実績を勘案して年度ごとに委嘱期間

を更新することができます。ただし初年度の委嘱の日から最長３年間までとなり

ます。

（４）地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっ

ても委嘱を取り消すことがあります。

**８．活動日数等**

（１）１カ月当たりの活動日数は原則として、２０日とします。

（２）１日当たりの活動時間は原則として、７時間４５分とします。

（３）上記については市と協議のうえ、調整できるものとします。

**９．委託料**

（１）委託料は、次のとおりとします。

　【報酬月額】２６６，０００円

　　　１月の活動日数が２０日に満たない場合は、１日当たり１３，３００円の

日割り計算による金額。

　【活動経費等】下段「１０．活動経費等の負担」に記載の毎月かかった対象経費

　　　※毎月の報告書及び領収書など購入の分かる書類が必要です。

　　　※限度額　月額１６６，０００円

**１０．活動経費等の負担**

　　以下の活動等の経費については、予算の範囲内において必要に応じて支給します。

　　（１）隊員の活動に要する作業用具などの購入費

　　（２）隊員が活動に使用する自動車などの借上料及び燃料費

　　（３）隊員が技術などを習得するため必要な研修などへの参加費用

　　（４）隊員が地域おこし協力隊に係る研修プログラムへの参加する場合の負担金

及びそれに要する旅費

　　（５）隊員の活動内容や得られた成果などの情報発信に要する経費

　　（６）隊員が地域で生活するための住宅確保に要する経費

　　　※賃貸物件の場合、住宅の家賃は月額５万円を限度とし、超える場合は超過分

を隊員が負担します。物件購入の場合、住環境の整備を目的とした改修工事に要する費用に対し市と協議のうえ、予算の範囲内で支援します。

**１１．隊員の活動等に対する支援**

　　市は、隊員が地域において円滑かつ効果的に活動が実施できるよう、以下に掲げる隊員の活動や生活を支援します。なお、その支援業務を、その業務の実施が可能と認められる団体等（支援団体）に委託することができます。

　　（１）隊員が行う活動に関する指導及び支援

　　（２）隊員が地域で生活するための住居の確保などの支援

　　（３）隊員が地域に定着するための支援

　　（４）隊員が行う活動の取り組み状況、活動の成果等の情報発信

　　（５）その他

**１２．応募方法**

（１）受付期間

　　　令和７年５月９日（金）～　令和７年６月２０日（金）

（２）提出書類

　　・勝浦市地域おこし協力隊員（情報格差解消推進業務）応募用紙

　　・活動目標レポート

　　・履歴書

　　・現住所の住民票の写し（都市部に居住しているかどうかを確認するためのもの）

　　　　※募集開始日以降に取得した住民票とします。

　　・運転免許証の写し

（３）提出先

　　　勝浦市役所　情報政策課　情報政策係（勝浦市新官１３４３番地の１）に

郵送又は持参して下さい。

**１３．選考方法**

（１）一次審査【書類審査】

　　　申込受付期間終了後、書類審査を行い、二次審査を行うか、不採用かの結果を

通知します。

（２）二次審査【面接審査】

　　　面接審査終了後、採用、不採用について、概ね１０日程度で結果を通知します。

（３）その他

　　・応募に係る郵送費、交通費などの経費については、全て応募者の負担となり

ます。

　　・不採用の理由についてのお問い合わせには、お答えいたしません。

**１４．応募・お問い合わせ先**

　　　勝浦市役所　情報政策課情報政策係

　　　〒２９９－５２９２

　　　　千葉県勝浦市新官１３４３番地の１

　　　　電　話　０４７０－７３－６６５３（直通）

　　　　ＦＡＸ　０４７０－７３－３９３７

　　　　E-Mail　jyouhou-j@city-katsuura.jp